



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 17 日（月曜日）号外 第 9 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……（建築住宅課） 1

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 9 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和 46 年宮崎県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（浄化槽の設置に係る報告） 第 3 条 建築主は、法第 31 条第 2 項に規定する尿尿浄化槽又は令第 32 条第 1 項に規定する合併処理浄化槽を設ける場合は、浄化槽設置概要書（別記様式第 3 号）により建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略] （建築主等の変更等） 第 4 条 法の規定による確認若しくは許可又は法若しくは令の規定による認定（以下「確認等」という。）に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を変更しようとするときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届出書（別記様式第 6 号）に<u>確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。</u> 2 建築主等は、工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更しようとするときは、工事監理者等選定（変更）届出書（別記様式第 6 号の 2）に<u>確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。</u>この場合において、工事監理者の選定の届出にあっては、当該建築物等の工事に着手する前にこれをしなければならない。 （計画変更） 第 4 条の 2 [略] 2 建築主等は、省令第 3 条の 2 に規定する軽微な変更をしようとするときは、設計変更届出書（別記様式第 6 号の 3）に<u>確認済証及び変更部分を記載した図書を添えて建築主事に届け出なければならない。</u>	（浄化槽の設置に係る報告） 第 3 条 建築主は、法第 31 条第 2 項に規定する尿尿浄化槽又は令第 32 条第 1 項に規定する合併処理浄化槽を設ける場合は、浄化槽設置概要書（別記様式第 3 号）により建築主事<u>若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）</u>又は指定確認検査機関に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略] （建築主等の変更等） 第 4 条 法の規定による確認若しくは許可又は法若しくは令の規定による認定（以下「確認等」という。）に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を変更しようとするときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届出書（別記様式第 6 号）に<u>知事又は建築主事等に届け出なければならない。</u> 2 建築主等は、工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更しようとするときは、工事監理者等選定（変更）届出書（別記様式第 6 号の 2）に<u>建築主事等に届け出なければならない。</u>この場合において、工事監理者の選定の届出にあっては、当該建築物等の工事に着手する前にこれをしなければならない。 （計画変更） 第 4 条の 2 [略] 2 建築主等は、省令第 3 条の 2 に規定する軽微な変更をしようとするときは、設計変更届出書（別記様式第 6 号の 3）に<u>変更部分を記載した図書を添えて建築主事等に届け出なければならない。</u>

3 建築主は、省令第10条の25に規定する軽微な変更をしようとするときは、全体計画変更届出書（別記様式第6号の4）に全体計画認定通知書、変更部分を記載した図書及び建築基準関係規定への適合状況を確認できる図書を添えて知事に届け出なければならない。

（工事の取りやめ等）

第11条 建築主等は、建築物等の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。

（1） 確認済証

（2） [略]

2 確認等又は法の規定による検査を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可・認定・検査）申請取下届（別記様式第11号の2）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

（施工状況の報告）

第12条 次に掲げる建築物の工事監理者は、その工事の監理の結果を、施工状況報告書（別記様式第12号）に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事に報告しなければならない。ただし、これと同等以上の措置を講ずると知事が認める場合は、この限りでない。

（1） 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法第7条の3第4項又は法第7条の4第1項の規定による検査を受けたものを除く。）

（2） 法第6条第1項第4号に掲げる建築物のうち住宅の用途に供し、又はこの用途を伴うもの（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物に限る。）

（3） [略]

2 前項の規定による報告は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該建築物に関する工事が次に掲げる施工の状況に達したときに行うものとする。

（1） 前項第1号及び第2号に掲げる建築物

ア～エ [略]

オ その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況

（2） [略]

（道路とみなされる道の指定）

第16条 法第42条第2項の規定により知事が指定する道は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものとする。

（建築計画概要書等の閲覧）

第21条 省令第11条の3第3項の規定による同条第1項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧場所は、次のとおりとする。

（1） 県土整備部建築住宅課所属の建築主事の確認に係る建築計画概要書等（定期調査報告概要書及び全体計画概要書を除く。）

）にあっては、県土整備部建築住宅課

（2） [略]

2～6 [略]

（書類の経由）

第25条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事又は建築主事に提出する書類は、当該建築物、建築設備、工作物又は道路の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由し

3 建築主は、省令第10条の25に規定する軽微な変更をしようとするときは、全体計画変更届出書（別記様式第6号の4）に変更部分を記載した図書及び建築基準関係規定への適合状況を確認できる図書を添えて知事に届け出なければならない。

（工事の取りやめ等）

第11条 建築主等は、建築物等の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添えて、知事又は建築主事等に届け出なければならない。

（1） 確認済証、許可通知書又は認定通知書

（2） [略]

2 確認等又は法の規定による検査を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可・認定・検査）申請取下届（別記様式第11号の2）を知事又は建築主事等に提出しなければならない。

（施工状況の報告）

第12条 次に掲げる建築物の工事監理者は、その工事の監理の結果を、施工状況報告書（別記様式第12号）に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事等に報告しなければならない。ただし、これと同等以上の措置を講ずると知事が認める場合は、この限りでない。

（1） 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（法第7条の3第4項又は法第7条の4第1項の規定による検査を受けたものを除く。）

（2） 法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち住宅の用途に供し、又はこの用途を伴うもの（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物に限る。）

（3） [略]

2 前項の規定による報告は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該建築物に関する工事が次に掲げる施工の状況に達したときに行うものとする。

（1） 前項第1号及び第2号に掲げる建築物

ア～エ [略]

オ その他建築主事等が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況

（2） [略]

（道路とみなされる道の指定）

第16条 法第42条第2項の規定により知事が指定する道は、法施行の際又は法施行後都市計画区域若しくは準都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものとする。

（建築計画概要書等の閲覧）

第21条 省令第11条の3第3項の規定による同条第1項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧場所は、次のとおりとする。

（1） 県土整備部建築住宅課所属の建築主事等の確認に係る建築計画概要書等（定期調査報告概要書及び全体計画概要書を除く。）

）にあっては、県土整備部建築住宅課

（2） [略]

2～6 [略]

（書類の経由）

第25条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事又は建築主事等に提出する書類は、当該建築物、建築設備、工作物又は道路の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由

なければならない。

様式第6号（第4条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第6号の2（第4条関係）

[略]

[略]

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第6号の3（第4条の2関係）

[略]

[略]

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第11号（第11条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第11号の2（第11条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第12号（第12条関係）

[略]

[略]

建築主事 殿

[略]

[略]

様式第15号（第14条関係）

[略]

[略]

西臼杵支庁長

土木事務所長 殿

[略]

[略]

附 則

しなければならない。

様式第6号（第4条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

建築副主事

[略]

[略]

様式第6号の2（第4条関係）

[略]

[略]

建築主事

建築副主事 殿

[略]

[略]

様式第6号の3（第4条の2関係）

[略]

[略]

建築主事

建築副主事 殿

[略]

[略]

様式第11号（第11条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

建築副主事

[略]

[略]

様式第11号の2（第11条関係）

[略]

[略]

宮崎県知事

建築主事 殿

建築副主事

[略]

[略]

様式第12号（第12条関係）

[略]

[略]

建築主事

建築副主事 殿

[略]

[略]

様式第15号（第14条関係）

[略]

[略]

西臼杵支庁長

土木事務所長 殿

[略]

[略]

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（施工状況の報告に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則第12条の規定は、令和7年4月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第 201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（以下「確認の申請」という。）がされた建築物の工事監理者について適用し、同日前に確認の申請がされた建築物の工事監理者については、なお従前の例による。

（用紙に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。